

令和6年度  
三重県産業廃棄物実態調査業務委託

仕 様 書

三 重 県

## 業務概要

### 1 業務名称

令和6年度三重県産業廃棄物実態調査業務委託

### 2 目的

本業務は、三重県内の事業所に対して産業廃棄物の発生から処分に関する状況や取組を総合的に調査し、状況把握や将来予測を行うとともに、産業廃棄物の減量化、リサイクルの取組状況や意識に係る調査についても取りまとめることによって、産業廃棄物に関する実態を把握することを目的とする。

なお、本業務に係る調査の結果は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画の策定のための基礎資料として活用する。

### 3 履行期限

本業務は、令和7年3月24日（月）までに完了するものとする。

### 4 業務スケジュール

本業務のスケジュール案を表1に示す。受託者は調査を実施後、排出量、処分量等の主なデータを取りまとめ、令和6年12月25日（水）までに中間報告を、令和7年3月24日（月）までに報告書を提出するものとする。

表1 スケジュール案

業務内容	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
調査準備	→										
総務省への申請(名簿データ)	→										
アンケート調査		→									
現況推計、将来推計			→								
とりまとめ							→				
中間報告、報告書							●			●	

## 5 調査に関する基本的事項

本調査に関する基本的事項については、この仕様書に定めるものの他、産業廃棄物排出・処理実態指針（平成22年4月 環境省）及び令和元年度三重県産業廃棄物実態調査報告書に準じるものとする。

### （1）調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

### （2）調査対象地域区分

調査対象地域は三重県全域とする。

なお、集計にあたっては県計だけでなく、表2の9地域毎にも集計を行うこと。

表2 県計以外にも別途集計を行う地域及び構成市町

地域	構成市町名
桑名・員弁地域	桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町
四日市地域	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山地域	鈴鹿市、亀山市
津地域	津市
松阪地域	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、玉城町、南伊勢町、度会町、志摩市、大紀町
伊賀地域	伊賀市、名張市
尾鷲地域	尾鷲市、紀北町
熊野地域	熊野市、御浜町、紀宝町

### (3) 調査対象廃棄物

本調査における対象廃棄物は、表3のとおり廃棄物処理法及び同法施行令に定める産業廃棄物とする。なお、これら調査対象廃棄物は、その性状に応じて( )に示す細区分に区分すること。

表3 調査対象廃棄物

	調査対象廃棄物 ( )内は、細区分
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃え殻(水銀含有、その他)</li> <li>・ 汚泥(有機性汚泥、無機性汚泥、建設汚泥、上水汚泥、下水汚泥、水銀含有)</li> <li>・ 廃油(一般廃油(動物性油脂等、植物性油脂)、廃溶剤、固形油、油泥)</li> <li>・ 廃酸(水銀含有、その他)</li> <li>・ 廃アルカリ(水銀含有、その他)</li> <li>・ 廃プラスチック類(廃プラスチック、廃タイヤ、石綿含有)</li> <li>・ 紙くず(紙くず、建設工事紙くず)</li> <li>・ 木くず(木くず、建設工事木くず)</li> <li>・ 繊維くず(繊維くず、建設工事繊維くず)</li> <li>・ 動植物性残さ</li> <li>・ ゴムくず</li> <li>・ 金属くず</li> <li>・ ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず(ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、石綿含有)</li> <li>・ 鉱さい(廃砂、水銀含有、その他)</li> <li>・ がれき類(コンクリート片、廃アスファルト、石綿含有、その他)</li> <li>・ ばいじん(水銀含有、その他)</li> <li>・ 家畜ふん尿、家畜の死体、動物系固形不要物</li> <li>・ 13号廃棄物</li> </ul>
産業廃棄物 特別管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃油(引火性廃油)</li> <li>・ 廃酸(pHが2.0以下のもの)</li> <li>・ 廃アルカリ(pHが12.5以上のもの)</li> <li>・ 感染性産業廃棄物</li> <li>・ 特定有害産業廃棄物(PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿、その他)</li> <li>・ 廃水銀等</li> </ul>

### (3) 調査対象業種

本調査における調査対象業種は、次葉表4に示す日本標準産業分類(「令和5年7月改定」総務省)に記載された分類を基本とした業種とする。

表4 調査対象業種

農業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	
製造業	
食料品製造業	窯業・土石製品製造業
飲料・たばこ・飼料製造業	鉄鋼業
繊維工業	非鉄金属製造業
木材・木製品製造業（家具を除く）	金属製品製造業
家具・装備品製造業	はん用機械器具製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	生産用機械器具製造業
印刷・同関連業	業務用機会器具製造業
化学工業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具製造業
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	情報通信機械器具製造業
ゴム製品製造業	輸送用機械器具製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	
電気業	熱供給業
ガス業	水道業
情報通信業	
通信業	インターネット附随サービス業
放送業	映像・音声・文字情報制作業
情報サービス業	
運輸業、郵便業	
鉄道業	道路貨物運送業
道路旅客運送業	上記以外の運輸業、郵便業
卸売業、小売業	
各種商品卸売業	機械器具小売業
各種商品小売業	その他の卸売・小売業
不動産業、物品賃貸業	
物品賃貸業	その他の不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	
飲食店	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	
洗濯・理容・美容・浴場業	その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	
医療、福祉	
医療業	上記以外の医療、福祉
複合サービス事業	
サービス業（他に分類されないもの）	
自動車整備業	その他のサービス業

## 6. 調査方法

### (1) 調査概要

#### ① 産業廃棄物の排出及び処理状況の把握に関する調査（実態調査）

排出事業者へのアンケート調査を実施し、その結果と既存資料調査結果を組み合わせて産業廃棄物の排出量及び処理量の実態を把握するとともに、将来推計等を行う。

調査の対象者は、経済センサスの事業者情報（発注者が別途提供）から抽出することを基本とし、6,000社程度とする。事業者の抽出方法については（2）及び（3）に示す。

なお、受託者は技術的知見に基づき、より正確な状況把握等が可能となる調査方法について提案できるものとし、発注者と協議のうえ決定する。

ただし、廃棄物処理法第12条第10項等（又は県の定める産業廃棄物適正管理マニュアル）に基づき調査対象期間における産業廃棄物処理計画実施状況報告書（以下、「実施状況報告書」という。）を提出した多量排出事業者等（約600社）は全て、調査対象に含めるものとする。

#### ② 事業者の廃棄物処理に関する取組み状況と意識に関する調査（意識調査）

排出事業者等の産業廃棄物の減量化、リサイクルに対する取組状況や意識について調査を実施する。

調査の対象者は、①の実態調査対象の約6,000社に、三重県内の産業廃棄物処分業者（約250社）を加えた6,250社程度とする。なお、処分業者の名簿は発注者から提供する。

表5 各調査及び対象者の概略

	排出事業者 (多量排出事業者等は全て含む)	産業廃棄物 処分業者
実態調査	△	—
意識調査	○	○

(注) ○：調査対象

△：調査対象（行政報告等を活用したアンケート回答者の負担軽減を検討）

—：調査対象外。

(2) 業種毎の調査方法

調査は、排出事業者の業種毎に表6に示す調査方法により実施する。農業分野については、既存資料を用いて調査することとし、それ以外の業種については、全数又は標本調査を実施する。

表6 各業種の調査方法

業 種	調査方法			備 考
	全数調査	標本調査	資料調査	
農業			○	
鉱業、採石業、砂利採取業	○			
建設業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
製造業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
電気・ガス・熱供給・水道業	○			
情報通信業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
運輸業、郵便業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
卸売業、小売業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
不動産業、物品賃貸業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
学術研究、専門・技術サービス業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
宿泊業、飲食サービス業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
生活関連サービス業、娯楽業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
教育、学習支援業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
医療・福祉	○	○		病院は全数調査。 診療所等は標本調査。
複合サービス事業	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。
サービス業(他に分類されないもの)	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。

(3) 全数調査、標本調査

表7に示すとおり、排出者の業種毎に一定規模以上は全数調査、一定規模未満は標本調査とする。

調査の実施にあたり、発注者が提供する事業所・企業統計データを基に、業種別、従業者規模別等に事業所を層別し、受託者が下表により調査対象事業所を選定する。

なお、多量排出事業者等への調査にあたっては、発注者から提供する実施状況報告書のデータを確認し、不足する項目（有償物量、廃棄物細区分、事業活動量等）のみ調査する等、アンケート回答者の負担軽減に努めること。

表7 各業種の標本抽出方法

業種	標本抽出方法
鉱業、採石業、砂利採取業	事業所統計調査に登録された事業所を全数抽出
建設業	事業所統計調査より抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金1千万円以上：全数抽出</li> <li>資本金5百万円から1千万円未満：無作為抽出</li> </ul> 注) 県外に本社を有する企業については、別途既存名簿より抽出
製造業	事業所統計調査より抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者数30人以上：全数抽出</li> <li>従業者数30人未満：無作為抽出</li> </ul> 注) 無作為抽出する抽出率は、業種中分類別に異なる。
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所統計調査に登録された事業所を全数抽出
情報通信業	事業所統計調査より抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者数30人以上：全数抽出</li> <li>従業者数30人未満：無作為抽出</li> </ul> 注) 無作為抽出する抽出率は、業種大分類、中分類別に異なる。
運輸業、郵便業	
卸売業、小売業	
不動産業、物品賃貸業	
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
教育、学習支援業	
医療・福祉	事業所統計調査より抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>病院：全数抽出</li> <li>一般診療所、歯科診療所：無作為抽出</li> </ul>
複合サービス事業 サービス業(他に分類されないもの)	事業所統計調査より抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者数30人以上：全数抽出</li> <li>従業者数30人未満：無作為抽出</li> </ul> 注) 無作為抽出する抽出率は、業種大分類、中分類別に異なる。

(4) 調査項目

産業廃棄物の発生から最終処分までを調査し、その他事業所の概要、事業所の意識についても調査する。表8に各調査における調査内容を示す。

表8 各調査における調査内容

	調査項目	内 容
実態調査	事業所の属性	事業所名、所在地、代表者名、事業内容、業種名等
	事業活動量	建設業：元請工事件数、元請完成工事高（三重県内）及び地域ごとの割合 製造業：従業者数、製造品出荷額等 医療業：従業者数、病床数 上記以外の業種：従業者数
	産業廃棄物の発生量及び処理の状況	○発生状況 産業廃棄物の名称、分類、種類別の年間発生量 ○自己中間処理状況 中間処理方法、中間処理後量 ○自己処分、再生利用、業者等委託状況 ・自己処分 自社処分場で埋立処分、自社で再生利用、売却、自社で保管 ・委託処理 処理業者に焼却・中和等の中間処理を委託、 処理業者に直接埋立処分を委託 廃品回収業者（専ら再生業者）で再利用、 市町村で処理 その他 ・委託処理に関するその他の事項 委託中間処理方法（1～3次処理）、資源化用途、中間処理又は再生利用先の名称・所在市町村名、直接埋立処分又は中間処理後埋立処分先の名称・所在市町村名 ※上記の調査により、県内発生産業廃棄物における埋立処分量について、県内・県外での埋立処分量を集計・算出する。
意識調査	事業者の廃棄物処理に関する取組み状況と意識	・発生量抑制の実施状況 ・中間処理（減量化）の実施状況 ・再生利用の実施状況 ・廃棄物の将来動向 ・電子マニフェストシステム、優良産廃処理業者の活用状況 ・その他県の制度に関する調査 ・その他要望等 ※上記項目は、変更する場合がある。

## (5) 調査票の設計

(4) の調査項目について、産業廃棄物の発生及び処理状況の特性を考慮し、建設業、製造業、その他業種の3種類を基本として、受託者が設計及び印刷するものとする。

なお、調査票の設計に当たっては、電子マニフェスト報告等の行政報告の活用を検討のうえ、回答内容の精査を行い、発注者と協議し了解を得ること。

## (6) 調査票の印刷、送付及び回収

対象事業所に調査票及び記入要領など一式を郵送配布し、郵送もしくは電子メール等により回答を受け付け、回収すること。

提出のあった事業所に対しては礼状を送付すること。未提出の事業所には催促状を送付するなどして回答を求めるとともに、回収率の低い地域又は業種については電話などによる聞き取り調査を行うなど、回収率の向上に努めること。

回収に当たっては、問い合わせ窓口を設け、事業者からの問い合わせ対応を行うこと。その際、必要な数の電話回線及び対応要員を確保し、また本調査業務の内容に関して一定の知識を有する者を窓口配置すること。

回収した調査票は、明らかな誤記、記載漏れがないか等を確認し、必要に応じて修正を求めるなどして精度向上を図ること。

なお、調査票の送付、返信用封筒の作成に要する費用、調査票の発送費用及び礼状、催促状の作成費用及びその発送費用並びにそれに準ずる費用は委託費用に含むものとする。

## 7. 調査結果の集計及び将来推計

### (1) 集計及び推計

- ・ 集計及び推計は電子計算機を用い、現状の集計の対象年度は令和5年度とし、将来の推計の対象年度は、令和6年度～令和15年度の各年度について行う。なお、将来推計の方法については、受託者が有する技術的な知見に基づき提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 推計に必要な統計データ等は受託者が入手することを基本とする。
- ・ 調査事項は、特に定める事項を除き、令和元年度実態調査報告書に準じた調査事項を基本とする。
- ・ 発生量及び処理・処分量の推計（現状及び将来予測）は、原単位方法（以下参照）を用いる。

#### [原単位法]

原単位法による推計は、集計結果から地域別、業種別、種類別の集計産業廃棄物量とこの区分ごとの集計事業活動指標から次のA式により活動量指標単位あたりの産業廃棄物量（原単位）を算出する。

次にB式により母集団を表す活動量指標を乗じて、母集団から発生する産業廃棄物量を推計する。

なお、将来予測については、「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点での産業廃棄物の発生量と各活動量指標の関係はかわらない」と仮定し、B式を用いて行う。

$$\begin{array}{ll} \text{A式} & a = W / O \\ & a : \text{単位あたりの産業廃棄物量 (原単位)} \\ & W : \text{集計産業廃棄物量} \\ & O : \text{集計活動量指標} \\ \text{B式} & W' = a \times O' \\ & W' : \text{推計産業廃棄物量} \\ & O' : \text{母集団の活動量指標} \end{array}$$

- ・ 県全体の産業廃棄物の発生量の推計は、多量排出事業者等が発生する産業廃棄物と、上記の推計産業廃棄物量を合計することにより行う。

なお、多量排出事業者等の産業廃棄物の発生や処理量等に関するデータは、県から受託者に10月を目途として電子ファイルを提供するものとする。ただし、当該データについては集計にあたり不足する項目（有償物量、廃棄物細区分、事業活動量等）があるため、アンケート調査、事業者聴き取り、統計資料など補足する方法を受託者が有する技術的知見に基づき提案し、県と協議のうえ決定すること。

- ・ 委託中間処理量以降の推計にあたっては、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第18条の規定に基づき、県内の処理業者から県に提出された産業廃棄物処理実績報告書（以下、「実績報告書」という）のとりまとめデータを、11月を目途として受託者に提供する。受託者は、発注者から提供された処理業者の実績報告書についてのデータを集計、分析し、委託中間処理量以降の推計を行うこと。

## 8 提出すべき成果品と提出期限

### (1) 中間報告書

産業廃棄物の排出と処理状況の概要（アンケート調査結果、将来推計を除く）について中間報告書を作成すること。

提出資料：中間報告書 30部（A4判、Microsoft Word又はMicrosoft Excel仕上げとし、内容をCD等電子媒体により納品する）

提出期限：令和6年12月25日（水）

### (2) 報告書

提出資料：調査報告書（本編）（資料編）各30部（いずれも、A4判、Microsoft Word又はMicrosoft Excel仕上げとし、内容をCD等電子媒体により納品する）

提出期限：令和7年3月24日（月）

### (3) 基礎データ

集計結果の表などをMicrosoft Excelで処理可能なデータに整理し、CD等電子媒体により、中間報告書、報告書の提出時点で各々納品する。

## 9 実施体制

- (1) 本業務の実施にあたり、必要な資料を収集し使用する際は、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得るものとする。
- (2) その他、本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。
- (3) 受託者は、業務に着手した後、速やかに次の書類を提出する。
  - ・ 実施計画書
  - ・ 業務工程表
  - ・ 業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出
  - ・ その他必要とする書類

## 10 受託者の責務

- (1) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県と協議の上決定すること（調査事項は、特に定める事項を除き、令和元年度産業廃棄物実態調査報告書に準じるものとする。）。
- (2) 調査実施にあたり協議を要する事項については、対応方法について、受託者が有する技術的知見に基づき提案すること。
- (3) 本業務の実施に伴い、必要となる関係機関等との連絡調整は本県担当者と協議のうえ受託者が行うものとする。
- (4) 対象事業所からの本調査に関する問合せについては、受託者において回答するものとし必要な体制をとること。
- (5) 前回調査との比較などから、異常値と考えられるデータがある場合は、本県担当者に報告のうえ、協議し対応すること。
- (6) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (7) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (8) 受託者は貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (9) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (10) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (11) 受託者は業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (12) 受託者が（11）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じることとする。